

令和3年3月24日（水）に開催した令和2年度第5回公立大学法人静岡文化芸術大学経営審議会の結果は次のとおりである。

1 議案

(1) 公立大学法人静岡文化芸術大学 令和3年度 年度計画（案）

ア 趣旨

事務局から、前回の経営審議会で頂いた意見を踏まえて修正を行った旨の説明があった。

イ 主な意見・質問

- ・ハラスメントのアンケートについて回答率があまりに低い。ハラスメントとコンプライアンスの問題は何年に一回必ず出てきてしまう問題である。継続的なアピールをお願いしたい。
- ・学生緊急調査で、「学業・研究による体調不良」の項目が、去年は14.7%だったが、今年は65.7%に跳ね上がっている。「遠隔授業の課題が大きすぎる」という声も大分出ているが、先生方との協議の中でどのように改善していくかということも大切だと思う。

ウ 審議結果

審議を踏まえ、議決された。

(2) 公立大学法人静岡文化芸術大学 令和3年度 収支予算（案）

ア 趣旨

事務局から、来年度予算額は収入、前回の経営審議会での説明から変更点はないことの説明があった。

イ 主な意見・質問

- ・目的積立金を1億円近く取り崩しているが、その用途について説明を求める。
→大規模な施設の修繕更新に充当する予定である。特にラーニング commons の整備や学生ラウンジの整備、情報関連機器の更新、ワイヤレスマイクの更新等に充当する。

ウ 審議結果

審議を踏まえ、議決された。

(3) 理事長と学長の一体化について

ア 趣旨

事務局から、今後の社会情勢の変化や地域の要請に適確に対応し、効率的かつ機動的な業務運営を行うには、迅速な意思決定が求められることから、理事長と学長を一体化し、副理事長を廃止したフラットな組織に変更することとし、設立団体（県）に定款の変更を申し出る旨の説明があった。

イ 主な意見・質問

- ・教育の責任者としての学長職というのは、どこに規定されているのか。
→公立大学法人静岡文化芸術大学組織規則の中に学長の項目があり、第7条第1項において「大学に学長を置く。」とし、第2項に「学長は、学則に定めるところに従い、大学の教育及び研究に関する事項を総理し、公立大学法人静岡文化芸術大学職員就業規則第2条に規定する職員を総督する。」と規定されている。
- ・理事長の任期の規定がよく分からない。なぜ「2年以上6年を超えない範囲内」という曖昧な規定になるのかということと、それを決めるのが理事長選考会議となっているが、定款で決めておけば良いのではないかと。
→地方独立行政法人法の規定に「任期を2年以上6年を超えない範囲」となっている。県立大においては、1期3年と定めている。任期については理事長選考会議で一般的な任期を、例えば3年と最初に定め、3年の任期が終わったら同じ方にさらに3年お願いするのか、

次の方をお願いするのも理事長選考会議で決めていただくことになる。

ウ 審議結果

審議を踏まえ、議決された。

以上